

石川県公報

平成29年4月4日
第12991号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○随意契約の相手方等 (管財課)	1	○中能登土木総合事務所に所属する職員を土木施設の維持管理に関する事務処理のため駐在させる地の指定の廃止 (同)	10
○平成29年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	2	○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等 (河川課)	10
○平成29年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	4	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	11
○歳入の収納事務の委託 (税務課)	6	○土地改良区の役員就任公告 (同)	11
○石川県能登半島地震復興本部の廃止 (地域振興課)	7	○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	12
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	7	○土地改良区の解散公告 (同)	12
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	7	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	12
○石川県認知症疾患医療センターに係る事業所を設置する告示の廃止 (医療対策課)	8	○国土調査の成果認証公告 (同)	13
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	8	○入札公告 (警察本部)	13
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	8	○教育委員会	
○国際観光課に所属する職員を広域観光の推進のため駐在させる地の指定の廃止 (国際観光課)	8	○教員確保・指導力向上推進室の設置	16
○平成29年度に石川県において締結が見込まれる測量、建設コンサルタント等の業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (監理課)	9	○日本スカウトジャンボリー開催支援室の設置	16
		○教員指導力向上推進室に所属する職員をいしかわ師範塾に関する事務処理のため駐在させる地の指定の廃止	17
		○公安委員会	
		○地域交通安全活動推進委員の委嘱	17

告 示

石川県告示第183号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
抗インフルエンザウイルス薬(タミフルドライシロップ3%備蓄用)購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月22日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 随意契約に係る契約金額
47,184,768円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため

石川県告示第184号

平成29年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、平成29年4月1日から(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

カ 誓約書

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 直前決算において販売(製造)高のない者
- (5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者
- (6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

- (1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

- ア 営業年数
申請をする日の前日までの営業年数
- イ 役員及び従業員数
申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数
- ウ 自己資本の額
直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)
- エ 流動比率
直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比
- オ 年間販売(製造)高
直前決算における販売高又は製造高
- カ 環境への配慮の状況
- キ ワークライフバランス等の推進の状況
- ク 障害者雇用環境整備の状況
- ケ 指名停止の状況

- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による平成29年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

- (3) 平成9年告示に基づく審査において平成29年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日から平成30年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年9月中旬に平成30年度及び平成31年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所(所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項等
- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第185号

平成29年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること)。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)

イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

カ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)

キ 誓約書

ク 役員等名簿

ケ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の仕事の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 環境への配慮の状況

ク ワークライフバランス等の推進の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）による平成29年度の競争入札に参加する者の資格を有する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成11年告示に基づく審査において平成29年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から平成30年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年9月中旬に平成30年度及び平成31年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所（所在地）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 使用印鑑

(6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項

(7) 資格、免許等の取得

(8) 委任事項等

(9) 電話番号

(10) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県税の コンビニエ ンスストア 収納事務	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	
	東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	
	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セコマ	
	群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	
	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	
	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社	
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社	
	東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン	

石川県告示第187号

石川県能登半島地震復興本部は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1761491214	医療法人社団宮崎耳鼻咽喉科医院	訪問看護リハビリステーションOHANA 河北郡内灘町字ハマナス1丁目9番地	平成29年 4月1日	訪問看護

石川県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1761491214	医療法人社団宮崎耳鼻咽喉科医院	訪問看護リハビリステーションOHANA 河北郡内灘町字ハマナス1丁目9番地	平成29年 4月1日	介護予防訪問看護

石川県告示第190号

石川県認知症疾患医療センターに係る事業所を設置する告示(平成21年石川県告示第341号)は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第191号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	性春りバーサイド ふたりでイこう	オ ー ピ ー 映 画
〃	覚めない夢	伊 藤 希 紗
〃	大阪お天気娘 半熟美尻コテ返し!	オ ー ピ ー 映 画
〃	欲情旅館 したけりゃおいで	新 東 宝 映 画
〃	フィフティ・シェイズ・ダーカー (原題) FIFTY SHADES DARKER	東 宝 東 和 (ア メ リ カ)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年4月4日

石川県告示第192号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2017年5月号 (04333-05)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	NaiNaiプレス北陸 2017年5月号 (06805-05)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年4月4日

石川県告示第193号

国際観光課に所属する職員を広域観光の推進のため駐在させる地の指定(平成27年石川県告示第169号)は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第194号

平成29年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、測量、建設コンサルタント等の業務とする。

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること)。

ア 納税証明書

イ 4(1)のアからオまでに掲げる登録を証するものの写し

ウ 経営状況及び業務経歴等を確認できるもの

エ 技術職員名簿

オ その他知事が必要があると認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書等は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、または添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部監理課入札・契約グループ 電話番号 076-225-1712

4 競争入札に参加する者の資格の審査を受けることができる者

次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている者

イ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けている者

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者

エ 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項の規定による登録を受けている者

オ 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録を受けている者

カ その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

(2) 申請日の1月前までに納期限の到来した県税(個人県民税を除く。)及び消費税を完納している者であること。

(3) 次のア又はイに掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、3(2)により提出された申請書及び添付書類に基づき、4に規定する事由について行う。

(2) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づく審査において平成29年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者(この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。)を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日の翌日から平成30年3月31日までとする。

(2) 平成30年度以降に石川県において締結が見込まれる特定調達契約に関し、競争入札の参加を希望する者は、別途公示を行うので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 代表者以外の役員又は理事

(5) 資本金

(6) 郵便番号

(7) 電話番号

(8) 契約等に関する権限の受任者の内容

(9) 登録の内容

(10) 申請業種の全部又は一部取下げ

9 資格の取消し等

知事は、競争入札参加資格者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を取り消すものとする。

(1) 4(1)に掲げる要件に該当しない者となったとき。

(2) 令第167条の4第1項又は第2項に該当したとき。

(3) 3(2)に定める申請書の内容及び添付書類の重大な事項について、故意に虚偽の記載等をしたとき。

石川県告示第195号

中能登土木総合事務所に所属する職員を土木施設の維持管理に関する事務処理のため駐在させる地の指定(平成25年石川県告示第175号)は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第196号

河川区域の廃止により、廃川敷地等が生じたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、石川県土木部河川課及び県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称
二級河川犀川水系犀川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成29年4月4日
- 3 廃川敷地等の位置
金沢市千日町356番並びに中村町580番及び581番の地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 52.85平方メートル

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

邑知潟土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	杉 浦 謙 治	羽咋市円井町174番地	平成29年3月31日
〃	渡 勝 己	〃 旭町コ134番地 1	〃
〃	根 矢 謙 二	〃 次場町ツ32番地 1	〃
〃	今 井 信 雄	〃 金丸出町カ33番地 2	〃
〃	山 本 泰 夫	〃 釜屋町ノ16番地 1	〃
〃	新 田 義 昭	〃 菱分町イ 4 番地	〃
〃	中 野 専 一	〃 千路町に59番地 1	〃
〃	中 山 勇 晴	〃 菅池町カ12番地	〃
〃	疋 田 七 守	〃 滝谷町ロ73番地	〃
〃	橋 本 一 成	鹿島郡中能登町金丸又つ部33番地	〃
〃	岡 部 伸 一	羽咋市宇土野町ト 1 番地	〃
〃	中 村 兼 司	羽咋郡宝達志水町吉野屋ワ 9 番地	〃
〃	勝 井 慎 一	羽咋市柳田町ヒ26番地	〃
〃	北 山 信 市	〃 粟生町ル84番地	〃
監 事	勝 田 博 明	〃 四町い46番地	〃
〃	田 上 正 吉	羽咋郡宝達志水町二口144番地	〃
〃	村 田 清 二	羽咋市深江町ト87番地	〃
〃	三 宅 一 徳	〃 鹿島路町ニ 2 番地	〃
〃	梶 田 幸 雄	〃 寺家町チ28番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

邑知潟土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	山本泰夫	羽咋市釜屋町ノ16番地1	平成29年4月1日
〃	前田ユキ子	〃 四町い55番地	〃
〃	中元守	〃 尾長町タ32番地1	〃
〃	岡部伸一	〃 宇土野町ト1番地	〃
〃	櫻井英一	〃 深江町ト24番地	〃
〃	楠喜久男	〃 本江町エ38番地	〃
〃	勝田賢治	〃 四町い20番地	〃
〃	西田貢	〃 大町ろ12番地	〃
〃	三宅廣之	〃 羽咋市鹿島路町へ13番地	〃
〃	土島伸一	鹿島郡中能登町金丸又む部38番地	〃
〃	長濱寛	羽咋市一ノ宮町ヨ90番地1	〃
〃	松岡清司	〃 兵庫町リ31番地2	〃
〃	渡長之	〃 旭町コ134番地1	〃
〃	中正直敏	羽咋郡宝達志水町杉野屋義18番地	〃
監事	中村康徳	羽咋市下曾祢町カ83番地	〃
〃	藤澤勲	〃 太田町い53番地	〃
〃	木村忠雄	〃 志々見町い40番地	〃
〃	森正志	〃 新保町ヤ35番地	〃
〃	上井信昭	羽咋郡宝達志水町散田6番地	〃

加賀市土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中川吉弘	加賀市熊坂町ア129番地	平成29年3月11日
〃	北出幸夫	〃 深田町イ32番地	〃

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
志賀町土地改良区	平成29年3月28日
宝達志水町土地改良区	〃
才田土地改良区	〃

土地改良区の解散公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。
平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	解散年月日
才田用水土地改良区	平成29年3月27日
大徳川土地改良区	〃

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成29年4月5日から同年5月8日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	今浜第2地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

国土調査の成果認証公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調査を行った者の名称
加賀市
- 調査を行った期間
平成26年4月25日から平成27年3月28日まで
- 成果の名称
加賀市(山中温泉栢野町及び伊切町の各一部)の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
加賀市山中温泉栢野町ハの全部及びホの一部並びに伊切町にの一部
- 認証年月日
平成29年3月31日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項
 - 委託業務名
特殊詐欺被害防止電話広報業務委託
 - 業務内容
入札説明書による。
 - 委託期間
契約締結の日から平成30年3月31日まで
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成29年4月10日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注したアウトバウンドコール委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (3) プライバシーマーク又はISO27001の第三者認証を取得し、業務を実施する事業所が認証登録範囲に含まれていること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成29年4月11日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成29年4月12日(水)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成29年4月12日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
運転教育教本
- (2) 納入予定数量
160,000冊
- (3) 納入期間
契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成29年4月24日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有するものであること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成29年4月25日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法

- (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成29年4月26日(水)正午
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年4月26日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室
- 6 入札方法
入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- 9 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第9号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、平成29年4月1日次のとおり室を設置した。

平成29年4月4日

石 川 県 教 育 委 員 会

- 1 名称
教員確保・指導力向上推進室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

石川県教育委員会告示第10号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、平成29年4月1日次のとおり室を設置した。

平成29年4月4日

石 川 県 教 育 委 員 会

- 1 名称
日本スカウトジャンボリー開催支援室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

3 分掌事務

第17回日本スカウトジャンボリーの会場整備や開催体制への支援等に関すること。

石川県教育委員会告示第11号

教員指導力向上推進室に所属する職員をいしかわ師範塾に関する事務処理のため駐在させる地の指定（平成25年石川県教育委員会告示第7号）は、平成29年3月31日限り廃止した。

平成29年4月4日

石 川 県 教 育 委 員 会

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第39号

道路交通安全法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により告示する。

平成29年4月4日

石 川 県 公 安 委 員 会

平成29年度地域交通安全活動推進委員

石 川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
金 沢 中 警 察 署	有 田 登 美 子	金沢市	平成29年4月1日
	後 迫 政 道	金沢市	
	藤 田 繁 子	金沢市	
	中 野 毅	金沢市	
	中 屋 隆 武	金沢市	
	曾 谷 恵 美 子	金沢市	
	羽 場 隆	金沢市	
	乙 村 董	金沢市	
	松 本 勝	金沢市	
	丸 岡 喜 代 子	金沢市	
	中 西 貞 夫	金沢市	
	宮 地 隆 夫	金沢市	
	宮 本 健 悟	金沢市	
金 沢 東 警 察 署	豊 島 よし江	金沢市	
	真 田 通 夫	金沢市	
	高 橋 陽 一	白山市	
	中 村 隆 嗣	金沢市	
	水 口 美 智 子	金沢市	
	村 上 み どり	金沢市	
	村 松 俊 哉	金沢市	
	本 正 寛	金沢市	
石 山 久 実 子	金沢市		
金 沢 西 警 察 署	池 田 昭 一	金沢市	
	泉 正 和	金沢市	
	竹 内 明	金沢市	

	戸 水 弘 美	金沢市
	西 本 二 郎	金沢市
	宮 本 則 子	金沢市
	元 祐 幸 子	金沢市
	谷 内 勲	金沢市
大 聖 寺 警 察 署	井 筒 幸 夫	加賀市
	加 端 幸 子	加賀市
	河 田 義 弘	加賀市
	小 谷 清 範	加賀市
	辻 和 重	加賀市
	末 友 哲 二	加賀市
	横 山 二 三 雄	加賀市
小 松 警 察 署	蘆 邊 正 夫	小松市
	岡 本 哲 弥	小松市
	北 川 昭 江	小松市
	酒 井 恵 美 子	小松市
	高 木 敏 子	小松市
	前 川 幸 太 郎	小松市
	村 井 進	小松市
	油 野 俊 彦	小松市
寺 井 警 察 署	上 村 眞 吾	能美市
	高 田 鉄 夫	能美市
	武 田 勇 一 郎	能美市
	谷 口 洋 美	能美市
	宮 崎 千 市	能美郡川北町
白 山 警 察 署	大 竹 成 和	白山市
	大 深 伸 尚	野々市市
	山 崎 邦 昭	野々市市
	北 村 邦 夫	白山市
	加 野 三 枝 子	白山市
	山 本 清 隆	白山市
	武 外 喜 男	白山市
	常 山 明 夫	白山市
	徳 田 章	白山市
	徳 多 正 人	白山市
	向 幸 男	金沢市
津 幡 警 察 署	小 川 憲 一	かほく市
	鹿 嶋 信 弘	河北郡内灘町
	小 山 圭 介	河北郡津幡町
	西 谷 富 雄	かほく市
	野 村 親 八	河北郡内灘町
	箕 嶋 隆	かほく市
羽 咋 警 察 署	安 達 鏡 子	羽咋郡宝達志水町
	市 村 栄 宗	羽咋郡宝達志水町
	坂 室 茂	羽咋郡宝達志水町
	西 村 慎 治	羽咋市
	山 邊 真 理 子	羽咋市

	山 本 直 子	羽咋郡宝達志水町
七 尾 警 察 署	勝 山 一	七尾市
	川 淵 正	七尾市
	川 淵 稔	七尾市
	木 下 義 隆	七尾市
	坂 井 節 子	七尾市
	澤 井 光 子	鹿島郡中能登町
	古 川 利 之	鹿島郡中能登町
	村 中 和 美	七尾市
輪 島 警 察 署	近 藤 充 夫	鳳珠郡穴水町
	高 木 作 之	鳳珠郡穴水町
	中 田 幸 一	輪島市
	室 木 あ つ 子	鳳珠郡穴水町
	守 田 三 枝 子	鳳珠郡穴水町
	越 戸 光 雄	輪島市
	坂 本 和 夫	輪島市
	勢 川 克 紀	輪島市
	安 幸 子	輪島市
	横 地 紀 代 栄	輪島市
珠 洲 警 察 署	新 出 直 美	珠洲市
	大 屋 音 喜 智	鳳珠郡能登町
	堂 野 和 章	鳳珠郡能登町
	星 野 紀 子	鳳珠郡能登町
	細 畑 美 代 子	鳳珠郡能登町
	泉 浩 治	珠洲市
	泉 谷 信 七	珠洲市
	中 板 睦 子	珠洲市
	濱 野 清 美	珠洲市

